

公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則

規則第7号

2013年4月1日制定

2016年6月11日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会及び事業部会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、次項の事業部会の運営及び管理を担うため、継続的に設置する機関をいう。

2 この規則において「事業部会」とは、本会事業の企画、運営、研究又は調査等の推進を目的として継続的又は期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の設置)

第3条 委員会を新たに設置又は変更するときは、理事又は事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第4条 委員長は、原則として副会長がこれを兼ねる。ただし、これにより難しいときは、理事会において理事の中から選任されるものとする。

2 委員長は、業務運営責任者として、委員会を運営する。

3 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

4 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。

(委員会の監督)

第5条 委員長は、業務運営監督者として、事業部会を分担して監督する。

(委員長の任期)

第6条 委員長の任期は、本会定款第25条を準用する。

(委員長の解任)

第7条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の解散)

第8条 委員会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

(委員会の責務)

第9条 委員長は、当該委員会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により理事会が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。
- 3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(副委員長)

第10条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその事務を代行する。

(委員会の構成)

第11条 委員会は、事業部会長（以下「部会長」という。）をもって構成する。

(個別運営)

第12条 委員長は、以下の事項を所轄する委員会について個別に決定し内規運用することができる。

- (1) 委員の人数構成
- (2) 委員の解任・補充
- (3) 委員会の開催方法
- (4) 部会の設置

(5) 議決の方法

- 2 本会定款第 32 条第 2 項の規定により、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき部会長の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(費用弁償及び謝金)

第 13 条 委員会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める。

。

(事業部会の設置)

第 14 条 事業部会（以下「部会」という。）を新たに設置又は変更するときは、委員長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(部会長の選任)

第 15 条 部会長は、委員会において原則として理事の中から選任されるものとする。ただし、これにより難いときは、この限りではない。

- 2 部会長は、事業責任者として、事業部会を運営する。
3 部会長が欠けたときは、委員会においてすみやかに後任の部会長を選任しなければならない。
4 部会長は、複数の事業部会を兼任しないものとする。

(部会長の任期)

第 16 条 部会長の任期は、本会定款第 15 条を準用する。

- 2 理事でない部会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 4 期 8 年を超えて選任されることはできないものとする。

(部会長の解任)

第 17 条 部会長が次の各号の一に該当するときは、委員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その部会長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
(2) 職務上の義務違反その他部会長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(部会の解散)

第 18 条 部会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

(部会長の責務)

第 19 条 部会長は、当該部会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により委員会が指定する期日までに作成し、委員長に提出しなければならない。

- 2 部会長は、当該部会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。
- 3 部会長は、当該部会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて委員会に報告しなければならない。

(副部会長)

第 20 条 部会長は、運営上必要があると認められるときは、副部会長を部会委員の中から選任することができる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその事務を代行する。

(個別運営)

第 21 条 委員長は、以下の事項を所轄する部会について個別に決定し内規運用することができる。

- (1) 委員の人数構成
- (2) 委員の解任・補充
- (3) 委員の公募方法
- (4) 委員の任期
- (5) 委員会の開催方法
- (6) 部会の設置
- (7) 議決の方法

- 2 本会定款第 32 条第 2 項の規定により、部会長が部会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき部会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の部会の決議があったものとみなす。

(部会員の役割)

第 22 条 部会員は、当該部会が所管する事業の推進を図るため、他の部会員と協働してその職務を担う。

- 2 地区支部より推薦された部会員は、常に当該支部の支部長等と連携を図るよう努める。

(費用弁償及び謝金)

第23条 部会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。